

## 鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金の概要

### 1 事業内容

対象となる耐震シェルターを購入及び設置に係る経費への補助金を交付します。

### 2 令和8年度申込み

令和8年4月1日（水）から申込み開始 先着5件

※令和9年2月19日（金）までに事業完了報告書を提出していること。

### 3 対象とする木造住宅 ※集合住宅は対象外

- (1)耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された住宅
- (2)過去に木造住宅耐震補強計画事業補助金、木造住宅耐震補強工事等事業補助金及び木造住宅耐震シェルター設置事業補助金の交付を受けていない住宅
- (3)階数が3階以下で、耐震シェルターを1階に設置する住宅
- (4)耐震シェルターの設置に関し、所有者の同意が得られている住宅

### 4 交付対象者

市内に現に居住する者で、3のすべてを満たす木造住宅に居住している者

### 5 補助金額（千円未満の端数は切り捨て）

補助対象経費の1/2（上限30万【県：15万、市：15万】）

### 6 補助対象経費

- (1)耐震シェルターの購入費
- (2)耐震シェルターの設置費及び輸送費

### 7 対象とする耐震シェルター（別表参照）

- (1)三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしていること
- (2)他の自治体において一定の基準を設けて認定しているもの
- (3)公的な機関における試験により、現在補助対象としている耐震シェルターと同等以上の性能を有するもの（ただし、製品化されたもの）

### 8 留意事項

#### (1)補助の制限

同一世帯において、住宅1棟につき1箇所限りとなります。

※二世帯住宅においても、1ヶ所設置している場合は、補助金の対象外となります。